

商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）の換金手続きの手順

- ①商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）は、裏面の取扱加盟店欄に事業所名を記載【手書きまたはゴム印】したうえで、換金手続きを行ってくださいますようお願いいたします。
 ※事業所名の記載がない場合は、換金手続きに応じられませんので、必ず明記してくださいようお願いいたします。

【 『横手市プレミアム付商品券 2024』 の見本 】

中小店・大型店共通券（あお色）



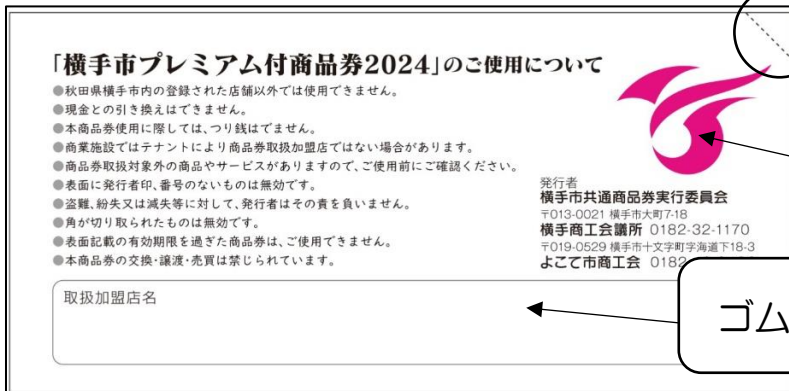
正規品は金色箔押しです。
 コピーで黒色に変色します。

中小店専用券（ピンク色）



コピーで背景に
 “複製”の文字が浮き出ます。

商品券（うら面）



切り取らないでください。

横手市章の透かしがあります。
 コピーでは写りません。

ゴム印や手書きで事業所名を記入

②換金手続きは、最寄りの商工団体（横手商工会議所、よこて市商工会）でお取り扱いいたします。 ※換金手続きの時間は、平日の午前9時～午後5時です。

③換金振込先指定口座は、横手にぎわい商品券の換金振込先指定口座と同じ口座へお振込みさせていただきます。これまで換金実績のない店舗では、初回の換金手続きの際に最寄りの商工団体（横手商工会議所、よこて市商工会）へ『換金振込先指定口座登録届（様式第五号）』のご提出をお願いいたします。

④換金手続きの際には、以下のものが必要となります。

- 使用済み商品券（うら面に事業所名を記載し、枚数を確認）
- 事業所名のゴム印（ない場合は不要）
- 持参者の認め印

※使用済み商品券は、接着剤やホッチキス等で綴り合せず、1枚ずつ離れた状態でお持ち込みください。銀行印や預金通帳は必要ございません。

⑤換金手続きの際に、使用済み商品券を持参者確認のもと、札勘機で計数いたします。計数した枚数を相確認したのち、『換金請求書』にご記入いただきます。

「横手市プレミアム付商品券2024」と「横手にぎわい商品券」は、それぞれ分けてご持参くださいますようご協力をお願いいたします。

【 『換金請求書』（2枚複写）の見本 】

No _____	
換金請求書	
令和 年 月 日	
横手市共通商品券発行委員会 様中	
下記の通り、ご請求いたします。	
使用済み商品券	枚 ①
請求金額 [②×③1000]	円
取扱加盟店	持参者印
	換金対応者印
<small>※換金禁止として、換金額のお振込みは下記サイクルでお取り扱いたしません。 ・1百～15百円で換金手続をした方 → 毎月末日に送金 ・16百～未払まで換金手続をした方 → 翌月15日に送金 （ただし、送金日が休日のときは、前営業日に送金いたします。）</small>	

持参者のハンコをご持参ください。

加盟店のゴム印をご持参ください。

※ゴム印が無い場合は、手書きでも可。

⑥換金は、商品券1枚1,000円分につき、換金手数料は相殺せずにそのまま1,000円を指定口座へお振込みいたします。

⑦換金額の振込手数料は、実行委員会が負担いたします。

⑧原則として、換金額のお振込みは下記サイクルでお取り扱いいたします。

横手にぎわい商品券と同じスケジュールです

- ・ 1日～15日まで換金手続きをした方 ⇒ 当月末日に送金
- ・ 16日～末日まで換金手続きをした方 ⇒ 翌月15日に送金

※ただし、送金日が休日のときは、前営業日に送金いたします。

(詳しくは、換金カレンダーをご参照ください。)

横手市プレミアム付商品券 2024 の最終換金締切日は 2025 年 1 月 31 日 (金) です。

横手市プレミアム付商品券 2024 については、2025 年 1 月 31 日 (金) を過ぎますと換金手続きには応じることはできませんのでご留意願います。

・有効な横手市プレミアム付商品券 2024 (以下、商品券) を提示した利用者に対し、商品券の受け取りを拒否したり、手数料を上乗せして請求したり、現金で支払う場合と異なる代金を請求するなど商品券利用者に不利になる差別的な取り扱いを行わないでください。

・加盟店が利用者の不正を知り得ながら商品券を受け取ること、または利用者に不正を促すなど不正に利益を供する疑義が生じた場合は、清算代金の支払いを保留いたします。また、事後判明した場合は、当該金額の返還を請求いたします。

・加盟店が横手にぎわい商品券の受け取りを拒否したり、適正に換金手続きを行わなかったりなど、不正な行為を行い本事業の信用を失墜した場合は、加盟店の登録資格を取り消すこととなりますのでご了承ください。